

新潟市自治会除雪助成取扱基準（事務基準）

（趣旨）

第 1 条 新潟市自治会除雪助成要綱（以下「要綱」という。）に基づく事務の取り扱いについて要綱で定めるもののほかは、この取扱基準によるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 自治会・町内会等とは、自治会又は町内会その他名称のいかんにかかわらず、連たんした一定区域内の住民及び法人が自主的に組織、運営している任意団体をいう。
- (2) 除雪協力業者等とは、グレーダ、ドーザ、ローダ等の建設機械を用いて除雪を行う法人及び、農業用トラクターによる除雪を請け負う農家組合又はこれに準じる組織をいう。
- (3) 公道とは道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に掲げる道路をいう。
- (4) 私道等とは前号に掲げる道路以外の道路をいう。ただし、アパート・マンション等の敷地内道路及び個人の敷地内の道路（通路）は除く。
- (5) 市が別に定める基準により計算した道路除排雪費とは、毎年度、市長が除排雪機械の委託単価を決定し、それに準じて除排雪機械の種類、規格及び下記の作業時間ごとに定める 1 時間あたりの基準単価に延作業時間を乗じて得た額をいう。
（延作業時間とは、除雪の場合は、除雪に伴う機械の稼働時間をいう。排雪の場合は、雪の積み込みから排雪の運搬時間とし、待機時間は含めないものとする。）
日中：午前 8 時から午後 5 時まで
夜間：午後 5 時から午後 10 時まで及び午前 5 時から午前 8 時まで
深夜：午後 10 時から午前 5 時まで

（誘導員等の経費の取り扱い）

第 3 条 除排雪作業を行う際に、安全確保のために誘導員又は補助員を付け加えた場合は、この経費も報奨金の額の算定に組み込む。

（基準単価にない除排雪機械の単価）

第 4 条 道路除排雪費を計算するにあたり、当該除排雪機械に対する基準単価が定められていない場合は、土木総務課に協議するものとする。

（作業時間の端数処理）

第 5 条 道路除排雪費を計算するにあたり、作業時間帯ごとに 1 時間未満の端数が生じた場合は、除排雪機械 1 台ごとに、15 分未満は切り捨て、15 分以上 45 分未満は 30 分に、45 分以上は 1 時間として端数処理した時間の合計を延作業時間とする。

（農業用トラクターによる除排雪）

第 6 条 自治会は農業用トラクターによる除排雪を計画したときは、あらかじめ別記様式に作業を受託する農家組合又はこれに準ずる組織について届け出なければならない。

(報奨金の交付日)

第7条 報奨金の交付の時期は、原則、自治会除雪実績報告書の提出があった翌月末日とする。

(その他)

第8条 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項はそのつど定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

別 記 様 式

ト ラ ク タ ー 除 雪 事 前 登 録 届

年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

下記のとおり，自治会で農業用トラクターによる除雪作業を計画したので届け出ます。

自治会	自治会名	自治会・町内会			
	代表者氏名				
	〃 住所・電話番号	新潟市	電 話		
	除雪作業箇所	自治会区域			
除雪作業依頼先	農家組合名	農家組合			
	代表者氏名				
	〃 住所・電話番号	新潟市	電 話		
	配車責任者氏名				
	〃 電話番号	—			
	車両登録番号	規格 (エンジン出力を 記入のこと。)	車輛基地 (常駐所在地)	運転手氏名	
				正	副
* 車両登録番号のないトラクターで道路の除雪作業は行わないでください。					

【お願い】

登録する車両毎に，車両の正面と後方（車両ナンバーが確認できるように）から写した写真を添付してください。

車両登録番号	
--------	--

正面

後方